

医療費控除の明細書の記入例

令和 3 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 気仙沼市八日町一丁目1-1 気仙沼アパート123号

氏 名 気仙沼海太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	0 円

① 医療費通知（原本）を提出する場合に、記入します。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
気仙沼海太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	0 円
"	△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560 円	0 円
気仙沼 花子	◇◇歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,120 円	0 円
2 の 合 計			16,680 円	0 円

※「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院・薬局等」ごとにまとめて記入します。

② 医療費の領収書から必要事項を記入します。
(上記①以外の医療費について記入します。)

「生命保険や社会保険などで補填される金額」欄は、生命保険契約、損害保険契約又は健康保険の保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

医療費の合計	A (②+④) 169,980 円	B (③+⑤) 0 円
--------	-------------------	-------------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 169,980 円
保険金などで補てんされる金額	0
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円) 169,980
所得金額の合計額	203,200
□ × 0.05 (赤字のときは0円)	10,160
□と10万円のいずれか少ない方の金額	10,160
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円) 159,820

医療費控除額を計算し、申告書に転記します。

医療費控除を受ける際に添付又は提示が必要な書類

- 「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本)「①医療費通知に記載された事項」に記入したものに限り、(添付)
(医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶした上で添付してください。)

※平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示の必要はありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除きます)の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用すれば「医療費控除の明細書」のほか、確定申告書等も作成することができます。医療費控除の明細書の内容が自動で確定申告書に反映されますので便利です。

医療費控除に関する詳しいことは「国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)」をご覧ください。